

《 事務所ニュース 2018年11月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

過重労働解消キャンペーンについて

厚生労働省では、「過労死等防止啓発月間」の一環として「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組を集中的に実施します。

主な実施事項

(1) 労使の主体的な取組を促します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、厚生労働大臣名による協力要請を行い、労使の主体的な取組を促進

(2) 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、取組事例を紹介します。

(3) 過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します

ア 監督の対象とする事業場等

以下の事業場等に対して、重点監督を実施します。

- i 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等
 - ii 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等
- イ 重点的に確認する事項
- i 時間外・休日労働が「時間外・休日労働に関する協定届」（いわゆる36協定）の範囲内であるか等について確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
 - ii 賃金不払残業が行われていないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
 - iii 不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導します。

iv 長時間労働者に対しては、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導します。

ウ 書類送検

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

※監督指導の結果、公表された場合や、1年間に2回以上同一条項の違反については是正勧告を受けた場合は、ハローワークにおいて、新卒者等を対象とした求人を一定期間受理しません。

雇用継続給付の申請について（10月～）

雇用継続給付の手続を事業主等が行う場合、同意書によって被保険者の署名・押印が省略できるようになりました。雇用継続給付の手続きにあたっては、申請内容等を事業主等が被保険者に確認し、被保険者と合意のもと「記載内容に関する確認書・申請等に関する同意書」（以下「同意書」という。）を作成して保存することで、申請書への被保険者の署名・押印を省略することができます。その場合、申請書の申請者氏名・署名欄には、「申請について同意済み」と記載します。

〈対象となる申請書等〉

- 高齢雇用継続給付受給資格確認票
- 高齢雇用継続給付支給申請書
- 雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書
- 育児休業給付金受給資格確認票
- 育児休業給付金支給申請書
- 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
- 介護休業給付金支給申請書
- 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

個別年金相談(老齢・障害・遺族)

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行